

函館市地域学校協働活動連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域学校協働活動の推進に関し必要な検討を行うため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市地域学校協働活動連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 各市立学校における地域学校協働活動の取組事例と本市の地域学校協働活動の今後の方向性に関すること。
- (2) 地域学校協働活動推進員の配置および地域学校協働本部の設置に関すること。
- (3) その他地域学校協働活動に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域コーディネーターのうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要に応じ、委員を招集し会議を開くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会学校教育部教育政策推進室学校再編・地域連携課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。